

(1)医療機関等災害対策強化支援事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額(円)		6 補助率	具体例
病院又は診療所(医療救護施設等(※1)若しくは産科・透析医療機関に限る。)の開設者、市町村、協定締結団体(※2)	(3(1)①②の場合) 病院、診療所(医療救護施設等(※1)又は産科・透析医療機関に限る。)、医療救護施設等(※1)(病院、診療所を除く。)、協定締結団体 (3(1)③の場合) 救急医療機関(二次又は三次に限る。)である災害拠点病院又は救護病院	(1)災害対応力強化支援 ①ライフラインの確保に要する経費 (災害時に電気、水、ガス及び通信手段を確保するもの) ②医療救護活動に必要な施設、設備及び備品の整備に要する経費 ③患者搬送のための病院救急車の整備に要する経費 ※登録に係る諸経費、公課費は除く。 緊急自動車の指定を受けること。	・対象施設が医療機関である場合は、当該施設においてBCPが策定済みであること。 ・対象施設において防災計画や災害対応マニュアル等が策定されていること。	施設	1,000万円 (補助事業者が医療機関の場合は、2,000万円)	2分の1 ※基準額の2分の1を補助上限額とする	②医療救護活動を行うスペースを確保するための施設整備(新築、改築、改修)、医療救護所等の耐震化や高台移転、備蓄倉庫の整備、医師や看護師が近隣に居住するための住宅の整備、地震時管制運転装置付のエレベーター 等
				設備	500万円 (補助事業者が医療機関の場合は、1,000万円)		①自家発電設備や燃料タンクの整備(高所等への移設含む。)、太陽光発電設備や蓄電池の整備、受水槽や浄水設備、井戸の整備、通信機器のアンテナ整備、設備の耐震化、高知県防災関連認定製品(設備) 等 ②防水(止水)板、エレベーターの地震時管制運転装置や自動復旧装置の整備 等
				備品	①② 100万円 (補助事業者が医療機関の場合は、200万円) ③ 800万円		①ポータブル発電機、浄水装置、衛星携帯電話、その他通信機器(通常の電話やタブレット等は除く。) 等 ②AED、ポータブルエコーや輸液ポンプなどの医療機器、レスキューポート、折りたたみベッド、エアストレッチャー、高知県防災関連認定製品(備品) 等 ③2B型救急車
市町村	診療所(医療救護施設等を除く。) ※地域ごとの医療救護の行動計画等において、災害時の役割等が明確にされている診療所に限る。	(2)一般診療所の災害対策強化支援 ①医療救護施設等に指定されていない診療所のライフラインの確保又は医療救護活動を行うために必要な施設、設備及び備品の整備に要する経費 ②医療救護施設等に指定されていない公立の診療所のライフラインの確保又は医療救護活動を行うために必要な施設、設備及び備品の整備に要する経費	・対象施設が準医療救護所又は一般診療所の場合は地域防災計画や地域ごとの医療救護計画に役割等が具体的に位置付けられていること。	施設	1,000万円		医療救護活動を行うスペースを確保するための施設整備(新築、改築、改修)、耐震化や高台移転、備蓄倉庫の整備、医師や看護師が近隣に居住するための住宅の整備、地震時管制運転装置付のエレベーター 等
				設備	500万円		自家発電設備や燃料タンクの整備(高所等への移設含む。)、太陽光発電設備や蓄電池の整備、受水槽や浄水設備、井戸の整備、通信機器のアンテナ整備、設備の耐震化、高知県防災関連認定製品(設備)、防水(止水)板、エレベーターの地震時管制運転装置や自動復旧装置の整備等
				備品	100万円		ポータブル発電機、浄水装置、衛星携帯電話、その他通信機器(通常の電話やタブレット等は除く。)、AED、ポータブルエコーや輸液ポンプなどの医療機器、レスキューポート、折りたたみベッド、エアストレッチャー、高知県防災関連認定製品(備品) 等

- ・施設とは、建物の新築、改築、改修、増築をいい、当該工事に付随する電気、上下水道、空調、通信設備等の設備整備を含む。
- ・設備とは、建物等に固定して使用するもの(電気、上下水道、空調、通信、防火設備などで、設置工事を伴うもの。)をいう。
- ・備品とは、設備に該当しないもので、それ自体を消費して使用するものでないもの。
- ・施設や設備、備品は、修繕及び機能の大幅な向上を伴わない更新は補助対象外。また、土地の取得費、造成費は補助対象外。
- ・備蓄倉庫については、災害時に使用する物資を保管するものであり、設置場所と面積が適正であること。
- ・医療機関等災害対策強化支援事業のうち、高知県非常用自家発電等設備整備事業費補助金の対象となる事業については、本補助金の対象外とする。

(2)医療救護活動強化支援事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額(円)	6 補助率	具体例
病院又は診療所(医療救護施設等(※1)若しくは産科・透析医療機関に限る。)の開設者、市町村、協定締結団体(※2)	病院、診療所(医療救護施設等(※1)又は産科・透析医療機関に限る。)、医療救護施設等(※1)(病院、診療所を除く。)、協定締結団体	(1)研修実施支援 災害医療や救急医療に関する研修会、医療機関の災害対策に関する研修会等の実施に要する経費(報償費、旅費、委託費、使用料、役務費及び需用費)	・対象施設において防災計画や災害対応マニュアル等が策定されていること。	100万円	2分の1 ※基準額の2分の1を補助上限額とする	災害医療や救急医療に関する研修会の企画・運営 医療救護活動に従事する人材の養成や技能向上のための研修会(JATECや地域災害支援ナース技能向上研修、JMAT研修等)の企画・運営 医療救護施設等の医療救護活動に関する研修会の企画・運営 自院のBCP等を点検し、災害対策の取組を強化するための研修会の企画・運営 など
		(2)訓練実施支援 医療救護所の開設・運営訓練やBCPに基づく院内の防災訓練の企画・運営等に要する経費(報償費、旅費、委託費、使用料、役務費及び需用費) (複数機関で実施する(共催)場合 補助基準額:一事業につき150万円)		100万円 (150万円)		地域ごとの医療救護の防災計画に基づく訓練の企画・運営 医療救護所の開設・運営訓練の企画・運営 自主防災組織による負傷者の搬送訓練の企画・運営 地域住民による応急処置訓練の企画・運営 医療救護施設における多数傷病者の受入れやトリアージ、傷病者の搬送訓練の企画・運営 BCPに基づく院内の防災訓練(地震や津波、水害を想定したもの等)の企画・運営 院内災害対策本部運営訓練の企画・運営 など

- ・食糧費及び賄材料費は補助対象外。

(3)DMAT資器材整備事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額(円)	6 補助率	具体例
DMAT指定医療機関の開設者(※3)	DMAT指定医療機関	①日本DMAT(※4)の整備に必要な資器材の初期導入及び更新(※5)に必要な経費(各医療機関2チーム目まで) ※補助対象品目は、別表第1-2のとおり ②日本DMATが出勤する際に使用する緊急自動車の初期導入及び更新(※5)に必要な経費 (1機関1台まで。赤色灯の設備及び車体へのDMAT車両である旨の表示に係る経費を含む。)	—	①16,200,000円 (※1チーム当たり) ②600万円	2分の1 ※基準額の2分の1を補助上限額とする	①日本DMATの整備に必要な資器材 ②DMATカー
ローカルDMAT(※6)チームを保有する医療機関の開設者	ローカルDMATチームを保有する医療機関	ローカルDMATの整備に必要な資器材の初期導入に必要な経費(各医療機関2チーム目まで) ※補助対象品目は、別表第1-3のとおり	—	①800,000円 (※1チーム当たり)		ローカルDMATの整備に必要な資器材

・DMATカーの登録に係る諸経費、公課費は補助対象外。

(4)BCP策定等支援事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額(円)	6 補助率	具体例
病院又は診療所(産科・透析医療機関に限る。)の開設者	病院又は診療所(産科・透析医療機関に限る。)	BCPの策定に要する経費(委託料)	・策定したBCPについては、県のホームページにおいて公開すること。 (個人情報や事業運営に支障がある情報を除く。)	300万円	2分の1 ※基準額の2分の1を補助上限額とする	BCPの策定に係る業務のコンサルタントへの委託

(5)NBC災害・テロ対策設備整備事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額(円)	6 補助率	具体例
救命救急センター又は災害拠点病院の開設者	救命救急センター又は災害拠点病院	NBC災害・テロ対策に必要な設備及び備品の整備に要する経費	—	33,762,000円	全額	①表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器 ②化学防護服、防毒マスク等の防護用品 ③簡易毒劇物検査キット ④除染設備 ⑤化学物質中毒解析機器 ⑥携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器

- ※1 医療救護施設等とは、災害拠点病院、救護病院、医療救護所、準医療救護所をいう。
- ※2 協定締結団体とは、高知県医師会(都市医師会を含む。)、高知県歯科医師会(地区歯科医師会を含む。)、高知県看護協会、高知県薬剤師会、高知県栄養師会、高知県医薬品卸業協会、高知県医療機器販売業協会、高知県柔道整復師会、日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門高知県支部、高知県衛生材料協会、高知県総合保健協会、高知県災害リハビリテーション連絡協議会、国境なき医師団、ピースウィンズジャパン、医療コンテナ推進協議会、ジャパンハート、臨床検査技師会、中国四国臨床検査薬卸連合会等をいう。
- ※3 高知DMAT運用計画第3条に基づき、DMAT指定医療機関として知事が指定した医療機関
- ※4 厚生労働省が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を受けた災害派遣医療チーム
- ※5 更新の条件は以下のとおり。
- ①医療機器:薬機法上に規定されている法定耐用年数を超えていること
 - ②その他の資器材:「主な減価償却資産の耐用年数表【国税庁】」に規定されている対応年数を超えていること
 - ③DMATカー:「9年かつ11万km又は12年(県公用車の更新基準)」を超えていること
- ※6 厚生労働省の認定を受け、各都道府県が開催する「DMAT養成研修」を受けた災害派遣医療チーム

(交付額の選定方法)

- (1) 上記表の第5欄に掲げる基準額と同表の第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 交付基礎額に上記表の第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

別表第 1 - 2 (第 3 条、第 5 条関係)

別紙 1

(3) DMAT 資器材整備事業

日本DMATの整備に必要な資器材のうち、補助対象となる品目は次のとおり。

区分	品名	個数	補助対象
赤・黄・緑バック医療資機材	全て対象外		
医療機器・関連機材	体外式自動除細動器(AED)	1	○
	携帯型超音波装置(エコー)	1	○
	移動用モニター(付属品含む)	2	○
	モニター用充電コード	2	○
	モニター用予備バッテリー	2	○
	輸液ポンプ	2	○
	ポンプ用充電コード	2	○
	携帯用吸引器	1	○
	人工呼吸器(付属品含む)	1	○
	レスピロテック	10	○
	バックボード	1	○
	バックボード用ストラップ	1	○
	結束バンド	1	○
	酸素ボンベ(500L) ※流量計・減圧弁含む	2	○
	流量計・減圧弁	2	○
	点滴台	2	○
	担架	2	○
	ターポリン担架	2	○
薬剤	全て対象外		
ロジ関連資器材 (通信機器 & 記録機器)	モバイルパソコン	1	○
	パソコン用予備バッテリー	1	○
	パソコン用ACアダプター	1	○
	データカード	1	○
	デジタルカメラ	1	○
	デジタルカメラ用充電器	1	○
	パソコン接続ケーブル	1	○
	衛星電話	1	○
	衛星携帯電話用予備バッテリー	1	○
	衛星携帯電話用ACアダプター	1	○
	トランシーバー	5	○
	トランシーバー用充電器	5	○
	テーブルタップ	1	○
	携行用バッテリー(医療機器用)	1	○
	車載用ACコンセント(インバーター)	1	○
	ノート(筆記用具)	5	
	電波時計	1	○

□ジ関連資器材 (生活用品・雑品)	携帯ラジオ(可能であればワンセグTV)	1	○
	車載カーナビ(可能であればTV対応)	1	
	ゴミ袋	20	
	ガムテープ	1	
	トラテープ	1	
	ロープ(10m程度)	1	
	ティッシュペーパー	5	
	ウェットティッシュ	5	
	荷造り紐	1	
	毛布	5	○
	寝袋	5	○
	ポリタンク(折りたたみビニール製)	1	
	簡易トイレ	5	
	懐中電灯	2	
	道路地図	1	
	被災地近隣地図	1	
	ブルーシート	1	
	万能ナイフ	1	
	ビニールカップ	5	
	ごみ箱(針捨てBOX)	1	
	タイヤチェーン	1	
□ジ関連資器材 (非常食・調理器具)	全て対象外		
DMAT携行資器材 (本部用追加機材)	全て対象外		
DMAT標準装備 (個人装備) - 服装	DMATジャケット(ベスト)	5	○
	帽子	5	○
	手袋	5	○
	安全靴	5	○
	災害服(上下)	5	○
	ヘッドランプ	5	○
	ヘッドランプ用乾電池	10	
	ヘルメット	5	○
	ゴーグル	5	○
	肘あて・膝あて	5	○
	感染防護衣	5	○
	ウエストバック	5	○
	防寒着	5	○
DMAT標準装備 (個人装備) - 個人装備	全て対象外		

DMAT標準装備 （個人装備）－ ウエストバック内装備	全て対象外		
その他	ポータブル発電機	1	○
	テント	5	○
	資器材バッグ	1	○

別表第1-3(第3条、第5条関係)

別紙 1

(3)DMAT資器材整備事業

ローカルDMATの整備に必要な資器材のうち、補助対象となる品目は次のとおり。

①医療資器材

区分	品名	個数	補助対象
気道確保セット (セット化しておくことが望ましい)	挿管チューブ(6/7/8Fr)	各1	
	カフ用シリンジ 10cc	2	
	チューブホルダー	1	
	バックバルブマスク	1	
	リザーバー付きマスク	2	
	酸素延長チューブ・コネクター	2	
	喉頭鏡(電池含む)	1	
	ブレード(2/3/4)	各1	
	スタイレット	1	
	マギール鉗子	1	
	開口器	1	
	舌鉗子	1	
	バイトブロック	2	
	経鼻エアウェイ(6/7/8)	各1	
	固定用テープ	1	
	経皮的局所麻酔剤(キシロカインゼリーなど)	1	
	気道確保セット用バッグ	1	
	速乾性手指消毒剤(携帯用ホルダー含む)	5	
衛生材料・医療物品	SpO2モニター	1	
	血圧計	1	
	聴診器	2	
	ペンライト	1	
	体温計	1	
	駆血帯	1	
	はさみ	1	
	血糖測定器(針・チップ含む)	1	
	グローブ(S/M/L)	適量	
	サージカルマスク	適量	
	固定用絆創膏(サージカルテープ)	2	
	簡易吸引器(電池式・手動式が望ましい)	1	
	吸引カテーテル(10/12/14/16)	各3	
衛生材料・医療物品	成人用輸液セット	3	
	小児用輸液セット	3	
	三活付延長チューブ	3	
	注射用シリンジ 1mL	3	
	注射用シリンジ 2.5mL	5	
	注射用シリンジ 5mL	5	
	注射用シリンジ 10mL	5	
	注射用シリンジ 20mL	5	
	注射用シリンジ 50mL	3	
	18G注射針	20	
	23G注射針	10	
	静脈留置針(18/20/22)	各3	
	カテラン針(22/23)	各3	
	アルコール綿	適量	
	針捨てボックス	1	
	尿道留置カテーテル(16)	2	
	排液用バッグ	2	
	ガーゼ	適量	
	包帯	3	
	消毒セット(消毒液付き綿棒など)	適量	
	三角巾	3	
	スプリント	1	
	固定用テープ	2	
	透明フィルム	10	
	吸水シート(尿取りパッド)	2	
	ゴミ袋	適量	
カルテ類	災害時医療搬送カルテ	10	
	メモ用紙	適量	
	トリアージタグ	20	
	筆記用具	2	
	バインダー	2	
医療機器・関連機材	AED	1	○
	酸素ボンベ(減圧弁・流量計付)	1	
	簡易点滴台	1	

医療機器・関連機材	担架	1	
	毛布	2	
	資器材バッグ	1	○

②ロジスティック関連資器材

区分	品名	個数	補助対象
個人防護具	DMATウェア(活動服)	5	○
	DMATウェア(ベスト)	5	○
	ヘルメット	5	○
	ヘッドライト	5	○
	ゴーグル	5	○
	革製グローブ	5	○
	安全靴	5	○
通信	衛星携帯電話	1	
	トランシーバー	5	
その他	テーブルタップ	1	
	筆記用具	5	
	メモ用紙(A4 100枚程度)	1	
	ホワイトボードマーカー(黒・青・赤)	各2	
	ホワイトボード用イレーザー	1	
	ライティングシート	1	
	養生テープ	1	
	ゴミ袋	1	
	ブルーシート	1	
飲食物 (日帰りでの活動を想定)	食事(5人分)	15	
	飲料(500mL)	15	
	箸・紙皿・紙コップ	各15	
サニタリー関連	簡易トイレ	1	○
	目隠し用テント	1	○
	トイレ用ペーパー	1	
	ウェットティッシュ	1	
	ティッシュペーパー	1	
	速乾性手指消毒剤	1	
サニタリー関連	資器材収納ケース	各1	○

※PC・プリンターは不要(EMISはスマホで入力可能)

③医薬品

区分	品名	個数	補助対象
輸液	生理食塩液 500mL	3	
	リンゲル液 500mL	5	
	炭酸水素ナトリウム注射液7% 250mL	1	
	生理食塩液 100mL	5	
	生理食塩液 20mL	5	
	50%ブドウ糖液 20mL	5	
蘇生薬	アドレナリン注0.1%シリンジ 1mL	5	
	アトロピン注0.05%シリンジ 1mL	3	
	ミダゾラム注射液10mg	5	
	ジアゼパム注射液5mg	5	
	ドパミン塩酸塩点滴静注液600mg	1	
	グルコン酸カルシウム注射液8.5% 10mL	2	
その他	ニカルジピン塩酸塩注射液2mg	5	
	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム注射液100mg	2	
処置薬剤	ポリスチレンスルホン酸ナトリウム散 5g	10	
	ポビドンヨード外用液10% 250mL	1	
	リドカイン塩酸塩注射液1% 10mL (局所麻酔用)	10	
	注射用蒸留水 20mL	5	
	資器材バッグ	1	○